

浜松市空き店舗利活用事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、商店街の活性化を図るため、空き店舗へ出店する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等の店舗が集まり、又は連なっている地域であって、商店会の存するものをいう。
- (2) 商店会 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則第2条に定めるところにより市長に届け出たもの
 - イ 商店街の活性化を目的として組織し、及び活動している団体であって、当該商店街において事業を営むものが複数参加するもの
- (3) 空き店舗 商店街に存する店舗用賃貸物件店舗で、現に1か月以上借主が存しないものをいう。
- (4) 空き店舗利活用事業 商店街の空き店舗に新しく出店することをいう。対象区域から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの。
- (5) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び常時雇用する従業員数が300人以下の一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他市長が認めるもの。ただし、次に該当するものは中小事業者には該当しないものとする。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小事業者

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き店舗利活用事業を実施する中小企業等であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴

収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 出店する店舗の業種が、別表第1に掲げる業種のいずれかに該当し、来客が想定されるものであること。ただし、一部関係者しか利用できないなど販わい創出の効果が薄い事業を除く。
- (2) 商店街に存する商店会に1年以上継続して加盟すること。
- (3) 週3日以上営業する店舗であること。
- (4) 店舗の面積が1,000㎡以上の大型店内のテナントとして出店するものでないこと。
- (5) 申請者が過去3年間に空き店舗利活用事業費補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (2) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (5) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1件当たりの限度額は100万円とする。ただし、路面店へ出店する場合の補助金の限度額は150万円とする。

(交付の申請)

第7条 空き店舗利活用事業を実施しようとする者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、当該事業を実施する前において市長が定める時期までに、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗出店概要書(第2号様式)
- (2) 収支計画書(第3号様式)
- (3) 出店する空き店舗の登記事項証明書の写し
- (4) 個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- (5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書(第4号様式)
- (6) (申請者が市外在住者の場合)当該申請者が在住する市町村の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更又は経費の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、市長が軽微であると認める変更又は補助金額の20%以下の減額を除く。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。

- (7) 補助金の交付を受けた日から3年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
 - (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
 - (9) 第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
 - (10) 第14条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件
- 3 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきでないとしたときは、当該申請者に対し、補助金交付不決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 申請者が、補助金交付申請の取下げを行う場合は、補助金交付申請取下届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定通知書の交付を受けた後に取下げを行う場合は、交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、前項に規定する届出書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

- 第10条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容の変更又は経費の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、市長が軽微であると認める変更又は補助金額の20%以下の変更を除く。
- 2 前項の規定による承認の申請は、補助事業変更承認申請書（第8号様式）により行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第11条 空き店舗利活用事業を実施した補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実施報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第11号様式)
- (2) 補助事業を実施した状況が分かる写真
- (3) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類(名宛人が申請者と同一名義のものに限る。)
- (4) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (5) 商店会への加盟等に関する当該商店会との覚書の写し(第12号様式)(商店街の空き店舗に出店する場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書(第13号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条第2項の補助金交付額確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長に対し、請求書(第14号様式)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けてから原則として6か月以内に営業を開始しないとき、若しくは1年以内に当該事業を廃止し、又は当該店舗を移転したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても

適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第15号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

- 第15条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第16条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 2 財産の処分を制限する期間（以下、処分制限期間という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間のとおりとする。
 - 3 第1項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（第16号様式）により市長に申請しなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めるときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（第17号様式）により通知するものとする。
 - 5 前項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第18号様式）により市長に報告するものとする。

（公表）

- 第17条 市長は、補助事業の概要その他第1条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

（その他）

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度に交付する補助金について適用する。

別表第1（第4条関係）

対象業種一覧

大分類	中分類	小分類
I 卸売、小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業
	57 織物・衣類・身の回り品小売業	570 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	58 飲食料品小売業	580 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	59 機械器具小売業	590 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	60 その他の小売業	600 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	760 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く 766 バー、キャバレー、ナイトクラブのうち、キャバレー、ナイトクラブを除く
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	771 持ち帰り飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	780 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
	80 娯楽業	801 映画館、 802 興行場（別掲を除く）、興行団（ 8021 劇場）、 804 スポーツ施設提供業
0 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾、 824 教養・技能教授業

備考 対象業種は、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づく。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費

補助対象経費	内 容	補助金限度額
空き店舗 建築改装費	下記(1)～(3)の整備に係る経費（作業経費、設備機器経費を含む。） (1) 床工事 (2) 天井工事 (3) 壁・間仕切壁・窓・出入口工事	100万円 (ただし、路面店へ出店する場合の補助金の限度額は150万円とする。)
空き店舗 設備改修費	下記(1)～(4)の整備に係る経費（作業経費、設備機器経費を含む。） (1) 電気設備工事 (2) 空調・換気設備工事 (3) 給排水衛生設備工事 (4) ガス設備工事	

備考

- 1 補助金の交付を申請した年度内に契約したものに限り。
- 2 領収書又は支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。